

平成30年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成30年11月13日（火）

港区教育委員会

日 時 平成30年11月13日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 2 (仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校法律相談の平成30年度上半期実施状況について
- 2 平成29年度問題行動調査の結果について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績についてについて
- 4 生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について
- 5 図書館の10月行事实績について

6 図書館の10月分利用実績について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第71号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。議案第71号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

改正内容につきましては、次の資料ナンバー1-3でご説明させていただきます。

まず1「改正理由及び内容」でございます。本案につきましては港区立赤坂中学校改築に伴いまして、工事期間中仮設校舎等へ移転します。学校の位置が変更になるため港区立学校設置条例の別表第三中の、第二条関係になりますけれども、赤坂中学校の位置を「赤坂九丁目二番三号」から「南青山一丁目十八番十二号」に改めます。

次に2の「施行期日」でございます。別途教育委員会にお諮りして規則で定めませんが、平成31年4月1日を予定してございます。

次に3番「今後のスケジュール」です。平成30年11月下旬、第4回定例会の方へ上程いたします。平成31年2月下旬に東京都の方へ位置変更届を提出いたします。同じく2月下旬に仮設校舎等の竣工、3月下旬、仮設校舎等への引っ越しを行いまして、平成31年4月1日に仮設校舎等の運用を開始いたします。

最後に、恐れ入ります、資料を1枚めくっていただきまして、参考資料として赤坂中学校の仮設校舎等案内図を添付させていただいておりますが、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見をお願いいたします。

確認ですが、卒業式は現校舎でやり、入学式から仮校舎ということでもいいですか。

○学務課長 引っ越し自体を、今のところの予定ですけど3月26から29日にかけて実施する予定でおります。それまでの間は今の校舎で使用していただくということを考えてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第71号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第71号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 (仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について

○教育長 次に、議案第72号「(仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第72号「(仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について」ご説明させていただきます。本日付の教育委員会議案資料ナンバーは2でございます。1枚おめくりいただきたいと思っております。

まず「審議内容」としまして、(仮称)芝浦第二小学校等施設整備の整備手法についてはみなとパーク芝浦との関連性から、基本計画段階で「別棟新築」としていただいておりますが、その後の東京都との再協議によりまして「一棟増築」が認められたことから、整備手法を「一棟増築」に変更するものです。また、「一棟増築」となることで、みなとパーク芝浦内の既存遡及工事については小学校等施設整備にあわせて実施します。この「一棟増築」への変更により、学校施設の安全性を高め、児童等の安全安心な学校生活を確保することができるということをお示しするものです。

項番1「経緯及び整備手法の変更」です。区は(仮称)芝浦第二小学校等施設整備の基本計画段階において決定していた「別棟新築」による整備手法では、既存遡及工事に伴う工事によるみなとパーク芝浦の運用面等に影響が大きいことから、「一棟増築」の整備手法に向けたみなとパーク芝浦との一体性について東京都と協議を重ねてまいりました。基本設計の段階においてみなとパーク芝浦とつながる上空通路の外観デザインや、設備機能の一部の共用利用、または一元管理など一体性の必要性を示し、「一棟増築」の整備手法が認められました。この「一棟増築」への変更により、学校全館にスプリンクラー等の防災設備を追加することで、高層階における施設の安全性を高め、また防火設備についてもみなとパーク芝浦の防災センターにおいて一元的に災害対応が可能となります。こうしたことで児童を初めとした教職員や保護者等のさらなる安全安心を確保することができます。

続きまして項番2「みなとパーク芝浦に係る既存遡及工事」です。整備手法が「一棟増築」となったことから、みなとパーク芝浦の特定天井、エスカレーター及びエレベーターの既存遡及工事が必要となります。この工事時期につきましては(仮称)芝浦第二小学校の竣工時期までに行うことが必須となりますが、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020大会の期間を除き、利用者にできるだけ影響のないように工事調整を行います。

続いて裏面の項番3「みなとパーク芝浦の改修内容と概算費用」です。みなとパーク芝浦の改修範囲については別紙1をあわせてご覧ください。別紙1につきましては前回の説明のとおりでございます。(1)の「別棟新築」時の改修工事につきましては記載のアからウまでの工事を予定してお

りましたが、「一棟増築」に変更したことにより「別棟新築」時の延焼の恐れのある範囲の改修は不要となりました。また（２）の「一棟増築」時の改修工事の対応、ア及びイでは新たに消火設備等の接続の改修や上空通路の外観デザインの変更による改修工事の費用が追加となりました。恐れ入りますが別紙１の５ページをご覧ください。斜めになっていますが、こちらは上空通路の外観図です。東京都からは設備や運用面のほか、みなとパーク芝浦との外観上の一体性を求められ、計画上２階と６階をつなぐ上で、外壁面の統一性や上空通路の厚みを持たせることなどの工夫から一体性を認められることとなりました。その図がここに出っていますが、２階のみならず３階に及ぶその高さまでを計画することで一体的な運用ができるということで認められた内容でございます。

それでは資料にお戻りください。こうした変更にかかる概算費用は、「別棟新築」の約１３．５億円から「一棟増築」の変更にかかる約７．４億円となりまして、差し引き約６．１億円の減額となりました。

続きまして項番４「今後のスケジュール」です。本日ご審議いただきました後、議会に報告をさせていただきます予定でございます。その後、別紙２のとおり来年度７月に（仮称）芝浦第二小学校の工事着手、１１月から平成３４年１月までの間、既存遡及工事とともに進行予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見をお願いいたします。

○小島委員 前回の説明から、スプリンクラーは今回が初めてのご説明だったと思うのですが、各階の教室とか各階全部スプリンクラーをつけるということですか。

○学校施設担当課長 当初の「別棟新築」の計画では、東京都の火災予防条例によりまして、３１メートルを超える部分のスプリンクラーの設置は条例上求められていたということで、そこにはプールとか体育館がございましたが、そこにはスプリンクラーの設置は計画していません。今回みなとパーク芝浦との一体的な計画ということでありますので、複合防火施設ということの対象となりまして、今の教室からいわゆる学校全館に対してスプリンクラーを設置したということになりました。

○小島委員 全館でスプリンクラーが設置されるのは防災上は非常に結構な話ですね。ちなみに余り聞きませんが、区内の小・中・幼稚園でスプリンクラーの施設があるところはあるのですか。

○学校施設担当課長 確かないと思います。

○小島委員 ないですね、あまり聞いたことないですから。「スプリンクラーのある学校」ということで、いいことですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第７２号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第７２号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 学校法律相談の平成30年度上半期実施状況について

○教育長 日程第2、教育長報告事項に入ります。「学校法律相談の平成30年度上半期実施状況について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、本日付報告資料ナンバー1の方をご覧いただければと思います。学校法律相談の平成30年度上半期の実施状況ということでございますので、4月から9月までの実施状況についてご報告をさせていただきます。

まず項番1「相談実績」ということでございます。相談実績については20件ということになってございます。もう一つ弁護士の同席ができるというような仕組みを取り入れておりますが、これに関しては今のところ今年度は実績なしとなっております。

項番2のところ、年1回研修会を実施するというようになってございまして、今年度は7月の26日に実施をいたしました。内容につきましては「事例から学ぶ学校の対応について」ということで、幼稚園の園長先生・校長先生が33人、あと港法曹会から18人ということで参加がございました。

それではおめくりいただきまして、実績の内訳を別紙1という形でご用意させていただいております。まず過去との比較ということでございますが、28年度37件、29年度が40件ということで、30年度は半年終わったところで20件というような形になってございます。種別ごとに分けて件数をカウントしてございます。大きく学校ですとか先生の関係、子どもに関すること、保護者に関すること、あとは全くの第三者ということで書かせていただいております。

まず「学校・教師」という分類の中の「教師の指導内容」ということでございます。これについては小学校で2件ということになってございまして、今年度を見ますと、指導がちょっと行き過ぎていたのではないかというような指摘があり、それについてどう対応したらいいかという相談がございました。これに関しては同一案件のものが2件ということになってございます。

なおこの件数なのですけれども、相談が1回1時間程度というような形でやらせていただいておりますので、どうしても1回では解決しないというような場合があります。その場合、その続きの相談があった場合にはそれも1件とカウントしております。一つの事例といいますか事象に対して2回3回という相談になってしまった場合には、それについて、2件、3件と加算をして件数とさせていただきます。

「学校・園の対応」というところでございますけれども、お子さんが学校内で少しトラブルになっていて、そのお子さんなり保護者に対しての学校の対応がちょっと適切ではなかったのではないかというような話がありまして、それに対して弁護士に相談をするという形がございました。

「学校運営に関する問題」というところは、今年度ゼロということになっています。

「教職員人事等の内部問題」というところで、これに関しましては、お休みをされている先生が復職するに当たっての対応とか、そういったことで相談をしたというような事例でございます。

次に「子ども」というところがございますが、「学校内の事故・トラブル」ということが4件となっておりますが、これは子ども同士のちょっとした言葉の行き違いでトラブルになってしまったということで、どう対応すればいいかというような相談がございました。

「学校外の事故・トラブル」ということがございますが、学校の外で起こってしまった子ども同士のトラブルがあって、それに関して学校の方に報告があり、それに対して学校はどうかかわっていったらいいかというような、そんな相談があったということがございます。

次が「その他」で、中学校で1件ということがございます。これはちょっとほかに属しないのでここに入れさせていただいておりますが、子どもに対して、その子をみんなでいじめた関係で、保護者の方とちょっと意見が一致しないというようなことがあったということで、それに関してどうというような指導をしたらいいか、どこまで強制できるのかというような相談がございました。

次が「保護者」で、本年度は「その他」ということで1件ございました。これは入学に関連することございまして、中学校に入れてほしいのだけれども、実態として入学が可能なのかどうかというようなご相談が保護者の方から来て、それに対してどう学校が答えるかというような、そんな相談があったというものでございます。

「その他」で幼稚園に関しても、幼稚園の保護者会への加入について保護者の方からご意見があったことに関して、どこまで園として対応できるのか、対応していいのかというような、そういうご相談がございました。

以上、今年度上半期の20件の概略となります。あまり具体的な説明になってしまいますと事例が特定できてしまうおそれがありますので、概略という形でご説明をさせていただきました。

またおめくりいただきますと、今度は別紙2ということで、今年度実施した法律相談の研修会について、校長先生・園長先生にアンケートをとらせていただいた内容になります。それぞれ実施内容ですとか時間ですとか、概ねよいというような評価をいただいております。今年度の研修会では、グループで研修を行うということを初めて実施しまして、そういったやり方についても、少人数でそれぞれ話し合うことができ理解が深まったということで、やってよかったというような評価をいただいております。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対しましてご質問をお願いいたします。

○**小島委員** 相談実績の方なのですが、守秘義務の範囲内で結構なのですが、最初の指導の行き過ぎに関する相談は、教科内容の指導なのか、何の指導が行き過ぎてトラブルになり相談になったのですか。特定の人とか分からない範囲で結構なのですが教えてください。

○**教育企画担当課長** これは、保護者の方から体罰があったのではないかとご指摘をいただいた事例でございます。学校側は、事実関係を確認しても体罰というような状況は認められないというような状況であったため、これについてどう対応すればいいかというような、そういうお話でございます。ですので、弁護士の先生からすれば、そういった事実がないのであれば、ないということで、そこはきちんと回答して、謝罪というようなお話もあったようなのですが、それは安

易に事実もないのにすべきではないのではないかというような、そういうアドバイスがあったという内容です。

○小島委員 そうすると子どものカテゴリーに「体罰」という欄がありますが、そこと今の指導内容はどうなるのですかね。教師が指導中に体罰のようなものがあるとこの指導内容になって、余り指導とは関係なく感情的にひっぱたいてしまったのはこちらの「体罰」になるのですか。この分け方はどんな感じで分けているのですか。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり指導内容全般で、これですと保護者の方からご指摘があつて対応しているというようなところと、その辺の事実がはっきりしていないとか、指導内容が不適切だったのではないかというような、そういうようなくりの中で分けさせていただいております。ここで体罰と分けるとなると、何らかのそういった事象があつて、お子さんにもそういう事象が起こって、それが体罰かどうなのかとか、そういったところの話になりますとこちらに分類するという形で、そんな分け方をしています。

○小島委員 何かわかったようなわからないような分け方ですね。

○教育長 「相談種別」は項目が既にできていて、例えば学校側で記入するとか弁護士の先生が記入するとか、記入方法は決まっているのですか。

○教育企画担当課長 報告書を出していただいております、実績報告書というものの中に相談種別というものが選べるようになってございます。まさに報告書の選択肢がこのようになっております、これをもとに集計をされたものがその法曹会の方から届くようになっております、月に1回法曹会の方から集計表、件数何件で、内訳どういふのがあつたかという報告書が出てくるのですが、その内訳をそのまま使います。これがその報告書の内訳の表とイコールとなっております。

○教育長 区分がそうであれば、明確にしておかないと、自分の解釈で記入してしまうことになり、数字がひとり歩きしてしまうと思います。報告書の区分が記入しやすいように、あるいは区分結果が明確になるように、工夫してもらいたいと思います。

○教育指導課長 「教師の指導内容」というのは、例えば体育で、運動会で騎馬戦をやるとか組み体操をやるとか、そのときの事前の指導とかそういうのが、けがした場合に適切であつたかなかつたかというのが本来の「指導内容」となります。例えば、性教育の内容が学習指導要領を逸脱して教えたのではないかというような訴えが保護者から来たら、これも「指導内容」となります。体罰は体罰で下の子どものあるべきなので、上の「指導内容」のところを体罰まで含んでつけてしまうと、今のような間違つた統計になると思います。その辺を明確に学校に伝えることが必要かなと思つた。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回が延べ件数で20件となっておりますけれども、1回で終わっているものはきっとそれでいいのでしょうかけれども、逆に複数回にわたつているようなものは対処に苦慮する難しい案件であるという意味で、この間複数回継続して相談した件数が何件ぐらいあるかということもきちんと把握しておくといふと思うのですが、20件のうち1回で終わったものというのはこのう

ち何件でしょうか。

○教育企画担当課長 1回で終わっているのが10件です。複数回あったものが、三つの案件が複数、今の時点での話になりますけれども複数になっていまして、9件です。

○山内委員 複数回のもものが三つの事例であると。

○教育企画担当課長 はい。それで、多いものですと今年度の年度内に5回やっているものがございます。あとは2件あったりとかいうところです。

○小島委員 保護者のところの「その他」で、入学が可能かどうかというようなことでしたか。多分、入学が可能かどうかというのは選択制とかその他ある程度決まっているので、学校の法律相談の先生に相談するような内容ではないような気がするのですが、どんな内容の相談なのでしょう。

○教育企画担当課長 この件は、インターナショナルスクールに在籍されている方が中学校の学籍に入れてほしいというような話があって、ただ1日も出られないというようなことだったようでございます。それで、通常1日も出られないと進学できませんよという話なのですが、その辺が適切かというところが、不登校のお子さんの対応ですと場合によって実質その学校に行かなくてもOKだという話があったりする中で、そことの整合性はとれているのか、そういう話があるかどうかというような相談がございました。

○教育指導課長 本来、日本に在住しインターナショナルスクールの小学校に行き、卒業したお子さんというのは法令上日本の中学校には入学できません。海外に在住し、その海外の学校から戻ってきた場合は、中学校に入学できます。日本国籍を有して日本のインターに行き、中学校もインターに行くから入りませんというのはいわゆる就学義務違反です。それを行った人がインターでうまくいかなかったのが日本の中学校に入れてほしいというのは、当然入れることはできません。ましてや入れるときに親御さんが登校しないという話になっていますから、当然法令上は入学できないということで終わりなのですが、お子さんが不登校で行けなくなり困っているの、それを何とかしてくれないかというようなことが出てくると、人道的立場からどうするか、そういうところで法令をどう解釈するかとかいろいろなことが絡んでくるので、非常に悩ましいケースというのが出てきます。

○教育長 法律相談をお願いしている弁護士の先生は、教育系の法律を理解していないと思いたすがいかがですか。専門がそれぞれあると思いますが。

○小島委員 専門はそれぞれあるけど、港法曹会に入ってくる人というのはかなりそういう面では熱心な人が入ってくるのですね。さらに学校の法律相談に手を挙げる人は教育関係を勉強している人です。勉強している人が手を挙げて担当しています。

○教育指導課長 学校弁護士をやっくださる方はそういったよくあるトラブル例をお互い共有していますので、その中でこうした法令、こうした事案についてはこういう対応をしようというのがやはり共有されていけばいくほど、どなたがかかわっても対応できているのだと思います。

○教育長 素晴らしいと思います。ありがたいことです。

ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** そういう意味ではこの研修会も、法曹会から18人の弁護士の方が参加してくださっているというのは非常にありがたいことです。専門としては教育に強い方もいれば、逆にこの学校のことで労働法に強い方であったり、いろんなバックグラウンドの方が事例を共有して、それぞれの専門的な立場からも確認をし合えるような形になっていけばいいと思いますし、また現場の様子も知っていただくということも大事ですので、そういう意味ではこういう研修会は非常に意味があるなと感じながら聞かせていただきました。

○**教育長** 案件が発生したときに、まずは当事者のところに行き、次に話すのは副園長・副校長だと思います。副園長・副校長にも対象を広げて、研修を開催できないのですか。

○**教育企画担当課長** 研修会は人数の関係もありまして、一旦は校長・園長を対象にやらせていただきましたが、実際には校長先生が出られなかったりすると副校長先生とかの参加もありました。また、例外的に2人出たいというような話があったりして、その辺は柔軟に受入れておりました。

○**教育長** 2人ともいなくなってしまうというのは学校運営に問題があるので、例えば曜日を変えたり、夏休み期間中をうまく利用して開催するなど工夫してください。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成29年度問題行動調査の結果について

○**教育長** 次に、「平成29年度問題行動調査の結果について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** 教育委員会報告資料ナンバー2を使用しましてご説明させていただきます。平成29年度問題行動調査、国が行っています問題行動調査は、平成30年10月25日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課の方で報告がありました。なお、11月16日に本区の港区教育委員会いじめ問題対策会議がございますので、そこへ出す資料ということも兼ねて、いじめ問題についてをピックアップして資料を作成させていただきました。もともと問題行動調査は、暴力行為ですとかいじめとか不登校、長期欠席、それから高等学校の中退を含んだ問題について本来は調査をしています。その中で概略から言うと、暴力調査、いじめの認知件数、それから不登校については、国全体では小学校で増えているという傾向があり、中学校においては暴力に関しては減っていて、いじめの認知件数や不登校が若干増えているような傾向がございます。その中で今回の今回はいじめの問題についての調査の報告でございます。

1番「平成29年度いじめ調査の結果」ということで、国の様子の方で認知件数が増えていることが見てとれますが、港区においても認知件数が31件ということで、今までに比べて認知率が非常に高くなっています。これは発生件数が増えたのか、細かい調査の結果として増えているのかというところが難しいところなのですが、発見をしているということでございます。中学校においてはほぼ横ばいぐらいの、多少の上下をしながら同じような推移が続いております。

2番「いじめ調査結果の詳細」というところで、どの学年が多いのかという学年ごとの比率を国、都、港区で書かせていただいています。港区の小学校1年生の認知件数が非常に低いことにお気づ

きだと思うのですが、これにおきましては過去5年くらいを私も調べてみました。国の方の割合はほぼ変わっておりませんが、港区もこの1年生の認知件数が少ないというのがずっと続いております。これは発見できないというよりも、1年生は副担任制を敷いて講師もいますので、きめ細かな指導をしている関係で、そういった子ども同士のトラブルの発生する率が低いのではないかと推測してございます。

また、小学校6年生が36,251件に対して中学校が4万件を超えるようになっていて、必ず中学校のところで一旦増えます。これについては、いろんな小学校から来る子どもたちが中学校に集まるので、新たな人間関係を築く中でやはりトラブルが発生しやすくなり、いじめというのも起こり、いじめの認知が多く出るのではないかと予想されるところでございます。

裏面に行きまして「発覚のきっかけ」というところで、これも港区において特徴的な面がございます。発見については、アンケート等を含めて国、都もそういった本人からの報告が多いのですが、港区においては保護者からの訴え、親御さんとお子さんがよく話をして「こんなことがあったのだ、あんなことがあったのだ」ということで、ちゃんと親子の関係がとれているのではないかなという考え方ができます。また中学校においても保護者からの訴えがほかと比べても多いですし、また特徴的なのは、ほかの生徒からの報告、要するに友達関係同士で「あの子悩んでいるらしいよ」ということで担任に報告してくれる事例も港区においては多いということが言えるのではないかと考えております。

いじめの様態といいますか、そこの「傾向」ですけれども、全国的に港区も含めて、やっぱり「悪口や嫌なことを言われる」という事案が最も多いという状況です。懸念すべきは、港区内の中学校において物品、物へのいたずらとかネット関連でのいたずらとかいじめとか、SNS関係ですね、そういったところをやはりこれからも注視して、子どもたちを見守ったり、いじめが発生した際には指導するほか、いじめの未然防止に取り組む必要があるかなということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○小島委員 港区では幸い、小中学校で重篤ないじめは過去ずっと発生していないということで非常にいいことだと思います。ある程度はいじめは、なかなかゼロにするのは難しいところですけど、今までの港区の傾向あるいは事例で何が一番重いかは判断が難しいと思いますが、港区の場合、過去の事例で小中学校で一番重いのはどんないじめですか。

○教育指導課長 中学校の校内において友達関係のトラブルで金品を要求したという事例が一つございます。警察も通して解決を図っていったものがございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 1の表の数字を見て、29年度で言うと全国と比べると港区は非常に、特に小学校は少ない訳ですけども、これをどう評価するかというのは非常に難しい話で、これは全国や都が過大に認知しているのか、あるいは逆に港区は過小に捉えているのか、全くこれだけでは分からないということが一つと、一方で、これを見ていると全国の方は23から24に行くところで1回跳ね

て、さらに28、29と跳ねているのですね。東京都は28年度から29年度とぼんぼんと跳ねている。それまでは余り差がなかった訳です。港区はある意味でちょうど23年度ぐらいの状況で、まあここからきっと、こういう流れからするとぼんと跳ね上がる可能性はあるのだろうと思うのですが、本当に跳ね上がるかどうか、もし増えるとしたらまたそれに対する対応を考えておかなければいけない訳ですし、あるいはこの全国や都が何によって跳ね上がったかって見ておくことで、これが過大か過小かというところも含めて考えることもできると思います。そうすると、実は裏面の「発覚のきっかけ」というところを見ると、おそらくは本人による報告のところがああるタイミングで全国も都も増えたのだろうと、おおよその推測はできるのですけれども、こういう発覚のきっかけのところも実は、経年推移を全国・都も見えておくと、全国・都が何によって、何でこれだけそれぞれの時期に増えたかということを理解することができて、それによって、なぜ港区は今比較すれば少ない状況にあるのか、あるいは逆にどういうことによって今後増える状況があるか、あるいはまた今もしかしたら少な過ぎる報告になっている事情が大体分かるということを考える材料にはなるだろうと思います。そういう発覚のきっかけとか傾向について全国・都の経年推移なども対比してご覧になっていけば、その概要を教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育指導課長 いじめに関して平成17年度までは定義が若干違っていて、子どもがいじめだと感じたらいじめですよと18年度からなっているのですけれども、その後詳細に、それがいじめなのかいじめでないのかというのは、子どもの言い分よりも大人の解釈の方が優先していたのが、24年度ぐらいにやはりそれはおかしいということで、国全体がいじめ調査を見直したということから国全体が増えているのはそこにあるのだと捉えています。平成25年度からそういったことも含めてきちんとアンケート調査をしようと、毎回子どもたちにアンケートをとろうということでもどんどん増えていまして、平成27年度、28年度のところの東京都が跳ねたことについては、東京都の中でも解釈を学校がし過ぎていて、いじめとしていたものを解決した結果、いじめではなかったとしていたものもあり、それはおかしいということで、東京都の中でも大分議論になりました。都教委の方から、いじめと言われたものは解決してもいじめとして報告するための整理を図り、27年度から28年度で東京都は増えているという理由がございます。

港区の1.72という認知率が高いか低いかについては評価が難しいです。当然のことながら重篤なものになっていないという意味では丁寧に見ているのですが、ちょっといじめられたかなと思っても、子どもが解決してしまったからいいやと行って、言っていないケースもあるやにも思いますので、そこについてはきちんと学校の中で十分に認知できるような体制をこれからも築いていきたいと思っておりますし、港区においてはスクールカウンセラーをほかの区の倍の人数で、教員ではなくても相談できる体制をつくっていますので、そういった意味でこれからも十分手厚い指導、手厚いフォローをしていきたいと思っております。以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 今の山内委員の質問とも関連するのですが、裏面の「発覚のきっかけ」のところ、中学校の場合、「担任等による発見」がゼロです。小学校は4。中学校の場合の「担任等による発見」

がゼロなのは、非常によく注意深く見守っていらって、いじめが発生しなかったと解釈すれば結構な話ですけども、先生の注意がちょっと足りなかったということでは困るので、この辺はどう解釈したらいいですか。

○教育指導課長 28年度も港区においては、アンケート等により発見というのがありますが、担任が発見したのはありませんでした。中学校はずっと教科担任制でありますので、むしろ教科担任ではないことによって発見が遅れてしまうという部分は、ちょっと懸念されることとしては捉えています。小学校は基本的に同じ教室にいますので子どもの様子を見ることができるし、休み時間の様子も見ることができます。中学校では休み時間の様子とかは、教科で教員が移動していますので、その中で生活指導に気を使っている学校においては、例えばトイレとかそういった死角になるところを必ず教員が通って行って子どもたちの様子を見るようなこともやっています。それをやっているから逆にそういうところに子どもたちが行かないというのも出てきたり、まずい傾向と言えるのかどうかちょっと難しいところですけども、いじめに関してやはり教員が聞く耳を持って「訴えを聞きますよ」ということから、他の生徒たちが「先生に話した方がいいよ」ということになり、「自分が言えないのだったら私が言ってあげる」というところでは、このところの22.3%ほかの子どもから来るというところで、担任を補うだけの子どもたちの力が成長しているのではないかなという捉え方もできるのではないかなと思っていますところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 港区内の中学校の担任とのやりとりというか、交換ノートみたいなものが各学校にあるのか、それとも私が知っているところの学校だけが先生とのやりとり、「何げないことでもいいから書いてね」というやりとりが少しあったりすることもあるのですが、それが全部の学校にあるのかどうかというのを教えてほしいです。

○教育指導課長 商品名で「スマイルノート」と言ったかな、そういうノートがあって、自分の毎日の記録みたいなことを子どもたちがつけて、それで思ったことを書いて、担任がちょっとしたコメントをやりとりする学校がいくつかあります。全校ではありません。場合によっては普通のノートを班でノートを回している学校もあります。あとは学級だよりをつくったら担任がそこに切りとって、保護者でも子どもでもいいから、「学級だよりの感想とか今困っていることがあったら書いて出してね」というところもあるので、やり方は統一されていませんが、それなりに学校の方としてはいろんな工夫をしているところでございます。あえて中学生なのでスクールカウンセラーの方をなるべく勧めて行って、スクールカウンセラーに何げなく話ができるような体制をつくっていくとか、そういう整備の仕方もしているところでございます。

○薩田委員 ありがとうございます。

○小島委員 そうすると、きっかけのところで、今の課長がおっしゃったようにスクールカウンセラーとかそういうところからの発覚のきっかけというのはゼロなのですか。

○教育指導課長 ここに書いていないのは、他の児童・生徒がスクールカウンセラーに話すとか、全部、スクールカウンセラーはいろんなところに入ってしまうのですね。必ず1人でスクールカウ

ンセラーに行くというケースは少なく、友達が引っ張って行ってくれるケースが割と多いのです。「行った方がいいよ」と言って子どもが担任のところ連れて行く、または「スクールカウンセラーに相談しようよ」と言って連れて行くケースが多いですね。

○**小島委員** スクールカウンセラーは学校でスクールカウンセラーの部屋にいらっしゃる訳だけど、自分から生徒に働きかけるのはどんなことがあるのですか。

○**教育指導課長** 休み時間とかにはスクールカウンセラーは自分の部屋にいます。なぜかという、相談しに来る子どもたちがほかから目につかなくて来られるようにです。でもそうではないとき、授業時間などはよく子どもたちの後ろから見てどんな様子なのか、ふさぎこんでいる子がいないかなということも気にしていますし、例えばちょっと相談があった子がいれば、その教室へ行って授業の様子を見ます。例えば友達とトラブルがあったのならその場に残って、休み時間にわざと残って、その子たちがどんな動きしているかなって見たり観察をします。スクールカウンセラーはそのような働き方をしております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

2 ページ目の発覚のきっかけのところに「複数回答あり」とありますが、実際に複数回答はあったのですか。

○**教育指導課長** アンケートによる報告と保護者等からの訴えがかぶっているケースは結構ありますが、今回港区はありませんでした。

○**教育長** なぜ聞いているかという、複数回答の場合、例えば担任も発見していた、本人も言っていた、あるいは保護者と本人同時だとか、他の子どもと本人が言ったのが同時だとかそういういろいろなケースがあると思います。この数字だけ見ると、その辺がどうなのか実態がわからないところがあります。港区では小学校31で増えていますが、増えたことによって、どんな対策を講じれば少なくなるのか考えなくてはいけないし、各学校に「こういうところに気をつけてください」と言っていないといけないと思います。そういう意味から、数字の間違いや記載が誤っているとその対応が変わってくると思うので、よく確認してください。

○**教育指導課長** 確認をさせていただきます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** 今、教育長がおっしゃったことは重要だと思います。29年度に増えてしまっているというところだけではなくて、そのように今後特に本人による報告、アンケートなどもしてだんだん徹底させるとかなれば、おそらく間違いなく同じように増えるでしょうから、その増えたときにどうする、どうきちんと適切に対応していくのか、そういうこともある程度考えながら、次への施策をもう事前につくっていった方がいいのだらうと思いますので、そういう意味でもこの全国と港区それぞれの細かい動きを、きっかけであるとか傾向の動きを丁寧に見て、どういうものが今後増えてくることになるのかということを目測をしておかれるとよいと思います。

○**教育指導課長** 発覚のきっかけのところと傾向のところ、発覚のきっかけは複数回答はありませんが、傾向は複数回答ありが正しいです。

○教育長 複数回答そのものを求めてないということでもいいですね。もう一つ、幼稚園は調査していないのですか。

○教育指導課長 幼稚園は調査はありません。子どもがいじめと認知できるかできないかが非常に難しいところなのだと思います。

○教育長 そうとも言い切れないのではないですか。

○教育指導課長 親御さんがいじめだと言うようなケースは結構出てまいります。

○教育長 仮に少ないとしても、子ども自身が認知してないかどうかは分からないけど、1件でもあったらそれに対する対応もしなくてはいけないのではないですか。いじめは未然に防がなくてはならないはずで。そういうことがあるにもかかわらずデータをとろうとしないのですか。

○教育指導課長 今は、幼稚園、保育所、そして幼保一元化施設、子ども園ですね、この三つに分かれていて所管が三つばらばらなので、多分そのところで統計処理をしていないのではないかなというところは推測できると思います。

○教育長 少なくとも港区においてはやったらどうですか。保護者からも、教員から見ても、本人からも、もちろんないということだったら、それはそれで安心なのではないですか。

○教育指導課長 幼稚園長会に提案しながら、どういう方法がいいのかを検討して、例えば担任が親御さんから聞いたり、子どもからトラブルがあったことでも「ちょっといじめられた」とかいったような発言があったらとるとか、そういう具体的な方法なのかはちょっと考えたいと思います。ただ、人間関係においてそういったトラブルを越えていくというのは必要なことなので、全くないってことはない訳ですし、他との関係の中でどうかかわっていくか、ちょっと嫌なことがあってもいじめと捉えるのか、それを乗り越えたまた新たな人間関係をつくっていくのかっていう二つの課題があるので、件数が多いから一概にいじめが多くてだめだとも、幼児の場合は特に言えないかなというところもありますし、小学校も同じようなところがあるのですが、件数ありきではなくて、統計の処理の仕方とか使い方について誤りがないように注意しながら考えていきたいと思っております。

○小島委員 今の説明を聞いていて、幼稚園においても、ある程度の自我をみんな持っている訳ですから、そこでの何らかのぶつかり合い、トラブルは可能性としてはある訳ですね。そうになると、統計をとる、とらないの前に、まず、そういう場合にどういう幼稚園として教育をするのか。そこら辺は大事だと思うのですよね。それをやることによってそういう統計が出てくるのかもしれないけど、その前段階として、そういう場合、幼稚園としてどう対処して、どう教育していくのか、そこら辺はどんなふうに現在考えているのですか。

○教育指導課長 トラブルは必ず発生します。物が1個しかなくて奪い合うとか。その際に必ず担任が2人の子どもたちの話をよく聞いて、「どう思っていたの」とか「ではあなたはどう思うの」とか「どういうつもりだったの」、また、この後どうしたら2人がこの問題が解決して仲よく一緒に遊べるだろうとか、そういうものを子どもたちの声として発することができるような会話をしていくということが一番幼稚園の教諭で大事なことで、「はい、けんかしてはいけません。仲よく

しましよう」って手を結んでもそれは成長にはつながりませんので、そこがとても大事だと思っています。

○小島委員 港区はそういうことで幼稚園の段階で、子どもたちがいじめをしないような芽を既に育てているということですね。そのあたりを港区はこうやって頑張っていますと教育長に報告したらいいのではないですか。

○教育長 余り固定観念にとられることはないと思います。社会も子どもも変わってきています。保護者もそうです。だからいじめは小学校からと決めつけるのはどうなのかなと思います。確かに成長過程においていじめかどうか判断できないというのも分かりますが、調べない理由にはならないと思います。

○教育指導課長 調べることには意味があると思いますけど、ただ、それに縛られ過ぎてしまうと件数だけが膨大になっていって、これは何なのだというような社会現象みたいになってしまうとちょっと怖さがありますし、私は中学校の校長でしたが、当然のことながら人間って合う人合わない人がいる訳ではないですか、仲がよくなれる人なれない人。けどもそれを超えて、一定の人間関係を築いて協力して共同していろんなことができるような力っていうのは絶対必要な訳ですよ。だから全ての人と仲よくしましようというのも変な話だし、全ての人と仲よくなかったら会わなかったらいいよというのも変な話で、社会を築いていく力を培うという意味では、そういったどうあるべきかといった話とか、どの辺までいいよといった話とか、そういったことをやっぱり子どものうちにきちんと教育していき、考え方を整理させていくということはとても大事で、「仲のいい子が1人もいないのだ、だからあなたはだめなのだ」というような教育はやっぱり間違っていると思うので、そういう子にもやっぱり接したりとか、そういう子でも自信持っていくものがあつたりとか、一人ひとりの自分自身のところに返ってきてどうなのかっていう、あり方みたいなものを子どもたちの中に育てていけたらいいなと思っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について

4 生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について

5 図書館の10月行事实績について

6 図書館の10月分利用実績について

○教育長 次に、「生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について」「図書館の10月行事实績について」「図書館の10月分利用実績について」、この4件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から、そのほか何かありますで

しょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を11月20日火曜日午後3時から開催の予定ですので、よろしくお願いします。

お疲れさまでした。

(午前11時10分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子